

**【新設】（新たな役務の意義）**

42の4(1)－1 措置法第42条の4第8項第1号の役務の開発を目的として行われる試験研究は新たに提供する役務に係るものに限られるのであるから、同号に規定する「新たな役務」に該当するかどうかは、その役務を提供する法人にとって従前に提供していない役務に該当するかどうかにより判定する。

**【解説】**

- 1 平成29年度税制改正により、税額控除の対象となる試験研究費の範囲が拡大され、「製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究」のために要する一定の費用に加え、「対価を得て提供する新たな役務の開発に係る試験研究として一定のもの」のために要する一定の費用がその対象とされた。

本改正により追加された試験研究は、対価を得て提供する新たな役務の開発を目的として次のイからニまでに掲げるもの（以下「4要件」という。）の全てが行われる場合におけるこれらのもの（以下「サービス研究」という。）とされている（措法42の4⑧一、措令27の4②、措規20①）。

イ 大量の情報を収集する機能を有し、その機能の全部若しくは主要な部分が自動化されている機器若しくは技術を用いる方法によって行われた情報の収集又はその方法によって収集された情報の取得（ビッグデータの収集・取得）

ロ 上記イの収集に係る情報又は上記イの取得に係る情報について、一定の法則を発見するために行われる分析として上記イの情報の解析に必要な確率論及び統計学に関する知識並びに情報処理に関して必要な知識を有すると認められる者（以下「情報解析専門家」という。）により情報の解析を行う専用のソフトウェア等を用いて行われるもの（ビッグデータの分析、法則発見）

ハ 上記ロの分析により発見された法則を利用したその役務の設計（サービス設計）

ニ 上記ハの設計に係る上記ハの法則が予測と結果とが一致することの蓋然性が高いものであることその他妥当であると認められるものであること及びその法則を利用したその役務がその目的に照らして適当であると認められるものであることの確認（サービスの確認）

- 2 ところで、サービス研究は、新たな役務の開発に係るものであることが要件の一つとされているが、ここでいう「新たな役務」とは具体的に何を意味するのかということが問題となる。つまり、これまで誰も提供を受けたことのない新たな役務ということであれば、世界初となる役務でなければならないこととなるが、役務を提供する法人にとってこれまで提供したことのない新たな役務ということであれば、これまでに提供したことのない役務であれば足りることとなる。この点、本制度における「新たな役務」とは、後者のことであり、役務を提供する法人にとって新たなものであればよく、その法人にとって従前に提供したことのない役務が「新たな役務」に該当する。このことを本通達において明らかにしている。
- 3 また、本制度の対象となる新たな役務は、対価を得て提供することを目的として開発されるものであることが要件とされているため、例えば、法人が自らの業務効率を向上させるために4要件を満たす試験研究を行い、新たな役務を開発したとしても、対価を得て提供する

新たな役務ではないことから、サービス研究には該当しないこととなる。

ただし、例えば、法人が顧客との間で対価を得て役務を提供する契約を締結し、その役務の開発のために4要件を満たす試験研究を行い、新たな役務を開発したものの、その後の顧客側の都合等によりその新たな役務を提供することができなくなり、結果的に自社で利用することとなった場合については、その新たな役務は対価を得て提供することを目的として開発されたものであると認められることから、本制度の対象として差し支えないと考えられる。

4 なお、連結納税制度においても同様の取扱い（連措通 68 の 9(1)－1）を定めている。